

第7期大樹町障がい福祉計画及び

第3期大樹町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

《 概要版 》

1 計画の基本的な考え方

《1》 基本理念

障がいのある人が安心して生活できる環境整備や、地域社会における障がいへのより深い理解を前提に、地域のあらゆる住民が生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、家族構成の変化や多様性により、生活課題の複雑化・複合化が進んでおり、単一の制度利用や支援だけでは対応が難しくなっています。

そのため、障がいのあるなしに関係なくすべての人がお互いに尊重して支え合い、社会の一員としていきいきと暮らしていける地域となることが理想です。

こうした視野に立ち、本計画では「人と人がつながる、ともに支え合うまちづくり」を基本理念とします。

《2》 計画の目標及び体系

(1) 計画の目標

① 重層的支援体制の整備

障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが大切です。また、一人ひとりの生活実態や障がいに合わせてサービスを提供することが必要であるため、必要に応じて各関係機関と連携し、一体的な支援により相談体制の充実・強化、地域への参加支援など安心して暮らせる地域づくりを促進します。

② 自立と社会参加の促進

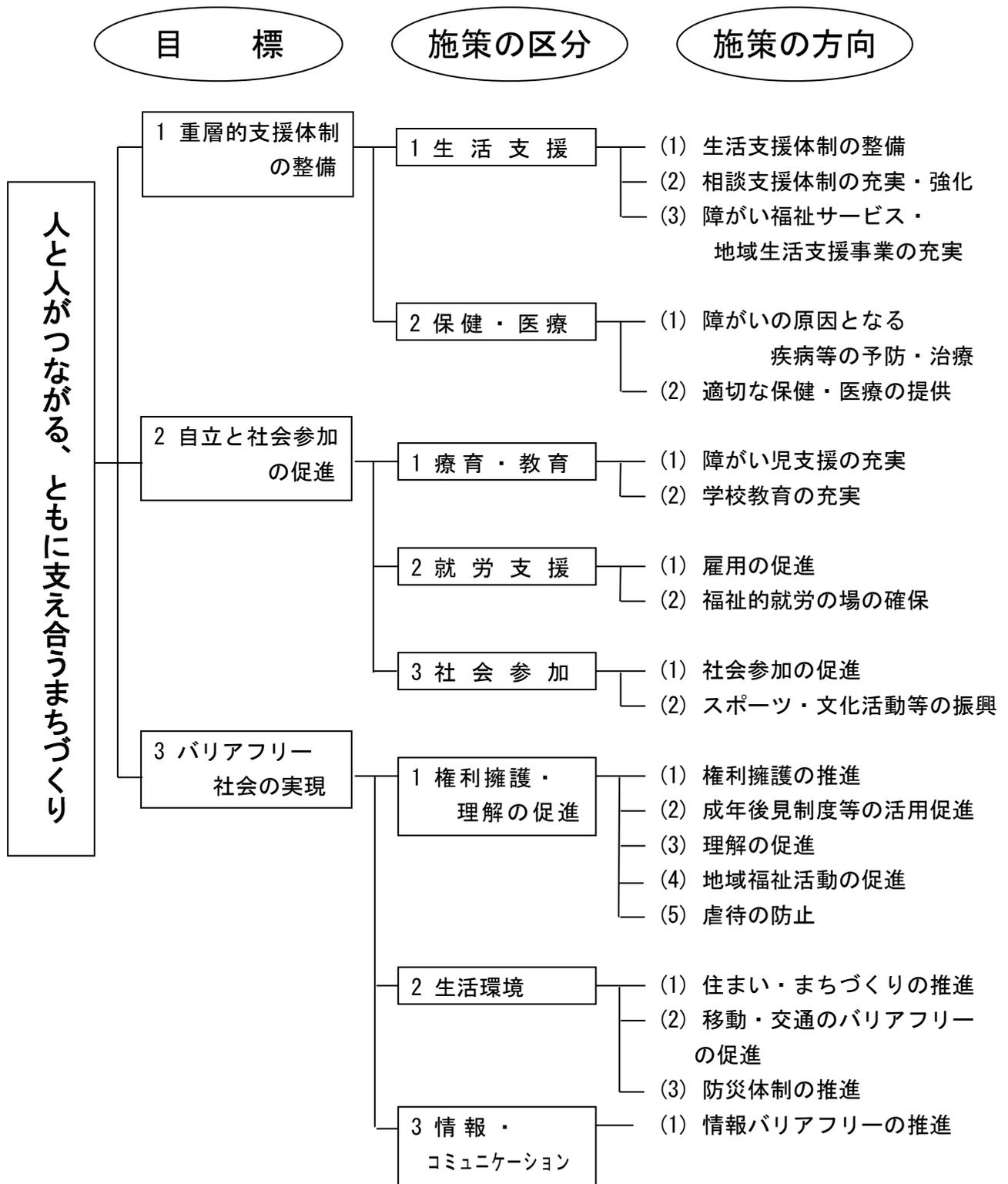
障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

また、地域社会の一員として、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障がいのある人もない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障がいのある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、社会参加の取組を促進します。

③ バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組や、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設、交通機関などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、さらには、障がいのある人の情報利用のバリアフリー化など、地域特性を踏まえた取組を促進します。

(2) 計画の体系



2 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

《1》 基本的な考え方

第7期障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に基づき、国と道から示される基本的な指針に即して、各年度における障がい福祉サービス等の必要な見込量やサービス提供体制の確保方策等を示すものです。

《2》 目標数値の設定

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、計画の最終年度となる令和8年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考(国の指針)
令和4年末施設入所者数(A)	21人	
目標年度(令和8年度)の地域生活移行者数	2人	※令和8年度末の地域生活移行者数(A)の値の6%以上
目標年度(令和8年度)の減少見込数	2人	※令和8年度末の施設入所者減少見込数(A)の値の5%以上削減

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

①一般就労移行者数

項目	数値	備考(国の指針)
令和3年度就労移行支援から一般就労移行者数(B)	0人	
目標年度(令和8年度)の年間一般就労移行者数	1人	※令和8年度末において一般就労を目指す数(B)の値の1.28倍以上

②就労定着支援事業所利用者数

項目	数値	備考(国の指針)
令和3年度の就労定着支援事業所利用者数(C)	0人	
目標年度(令和8年度)の就労定着支援事業所利用者数	1人	※令和8年度末において一般就労利用目指す数(C)の値の1.41倍以上

(3) 地域生活支援拠点の整備

項目	数値目標
地域生活支援拠点の整備	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実に向けた検証および検討を年1回実施する。

※圏域又は市町村単独での整備

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値目標
児童発達支援事業所	令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所1箇所を確保する。
放課後等デイサービス	令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所1箇所を確保する。

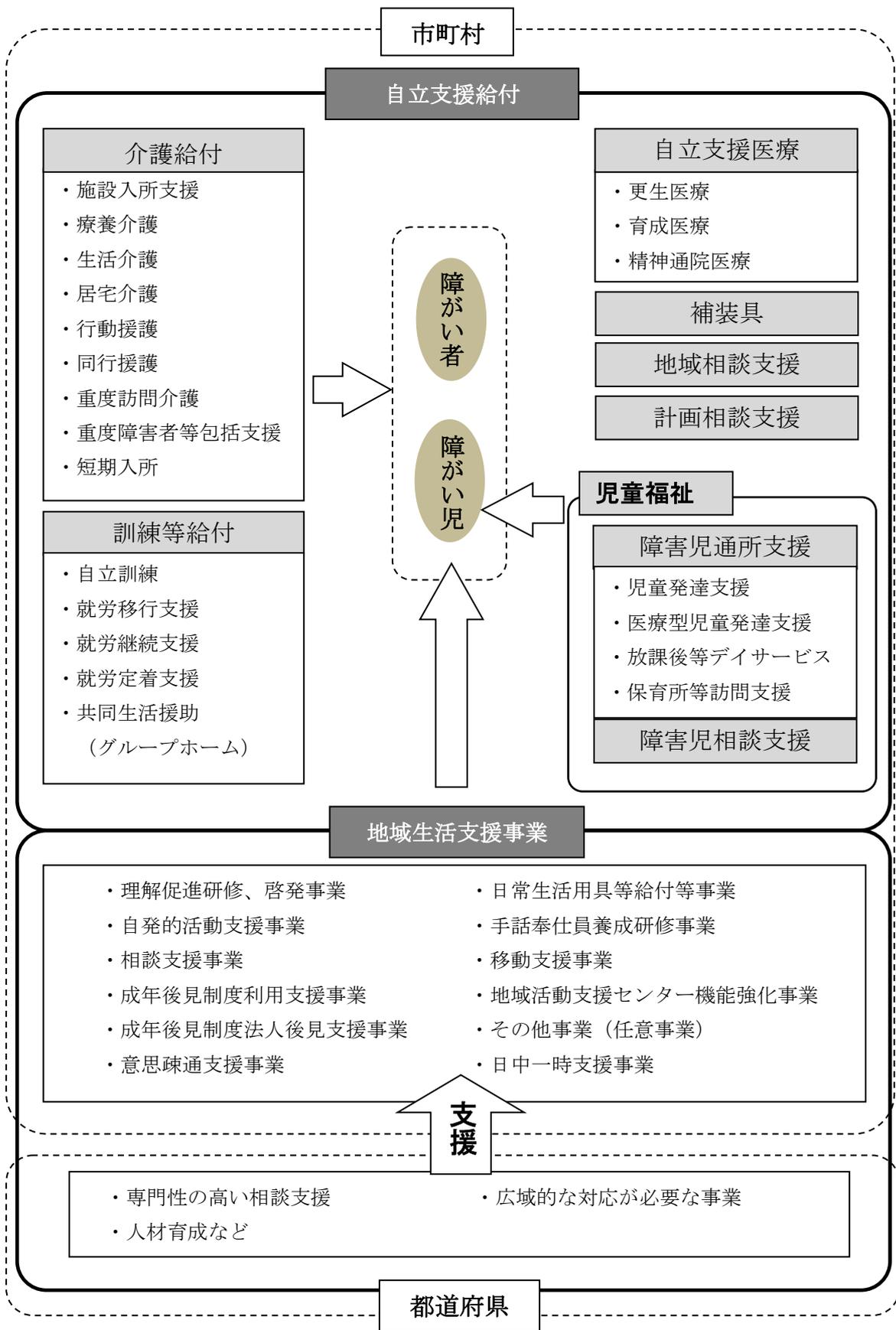
※圏域又は市町村単独での整備

②医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項目	数値目標
協議の場の設置	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
コーディネーターの配置	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーター1名を配置する。

※圏域又は市町村単独での整備

《3》 障がい福祉サービスの全体像



3 障がい福祉サービスの必要見込み量確保のための方策

《1》訪問活動系サービスについて

- 障がいの区別なく、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるよう在宅サービスの質的・量的確保を推進します。
- サービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 町内及び近隣市町村の事業者に対して、ニーズに応じた柔軟なサービスの提供や従事者の確保を要請し、障がいのある方に対するサービスの提供体制の充実を図ります。

《2》日中活動系サービスについて

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、放課後等デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスなど、希望する障がい者への日中活動系サービスの充実を図ります。
- サービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要増大についての情報提供に努め、より多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 身近な地域でのサービス利用が可能となるよう、事業者への事業拡大の働きかけや近隣市町村を含めたサービス提供の調整を図りながら、体制整備に努めます。
- 福祉的就労から一般就労への移行を支援するため、就労系サービスの推進を図るとともに、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。

《3》居住系サービスについて

- 地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要となります。このため、民間による障がい者対応住宅を推進することで、施設入所・入院から地域生活への移行を支援します。
- 見込量を確保するため、近隣市町村の事業者に協力を仰いでいきます。また、施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、新たに施設入所の必要性が生じた場合には、広域的な対応によるサービス提供に努めます。

《4》相談支援について

- 重層的支援体制整備を促進し、複雑化した課題を抱える住民から相談があった場合にも質の高いサービスが提供できるよう各関係機関と連携し、一体的な支援をしていきます。

《5》一般就労への移行等の推進について

- 地域生活と就労を一体的に支援することにより、障がい者個々の特性にあった就労支援を推進し、また、関係機関との連携強化や職場体験等の一般就労に向けた施策を充実します。

- 就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充など、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のため総合的な支援を行います。

《6》 障がい児支援について

- 在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、南十勝こども発達支援センターを中心とした早期発見・早期療育の一貫した体制整備の他、放課後等デイサービス事業など利用者のニーズを踏まえ、必要に応じたサービスが柔軟に利用できるようサービス供給の促進に努めます。
- 児童発達支援における肢体不自由児については、広域的な対応によるサービス提供に努めます。放課後等デイサービスについては、今後、サービスの利用ニーズに対して提供体制の確保が困難になることが予想されるため、町内及び近隣市町村の事業者に対してサービス提供の拡大について働きかけをし、見込量の確保に努めます。
- 障がい児の理解と支援をするための職員研修、専門家による巡回指導等を導入し、児童が安全・安心に過ごすことができるよう支援体制の強化を図ります。

《7》 地域生活支援事業の実施に向けて

- 地域生活支援事業のサービス提供については、利用者ニーズを十分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用し、様々な研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図りながら、利用者のサービスの選択を可能にするために必要なサービス量の確保を行います。

4 計画推進のための具体的取組

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を推進するため、重点的に次の施策の展開を図っていきます。

《1》 相談支援体制の充実

- 重層的な相談支援体制の整備・強化
 - ・障がいのある人や家族などが利用しやすい相談支援体制の構築
 - ・介護支援専門員（ケアマネージャ）や地域包括支援センター等との連携
 - ・障がい者虐待の早期発見と関係機関との連携
- 身近な相談窓口の確立
 - ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員との連携
- ライフステージに応じた支援の充実
 - ・乳幼児期から学齢期、成人期など各ライフステージに応じた支援の充実
 - ・切れ目のない支援を図るため、関係機関との連携強化を推進

《2》 地域生活の充実

- 障がい者の地域生活への移行
 - ・民間による障害者対応住宅の整備を促進
 - ・サービス等利用計画による的確な入所者の意向把握
 - ・成年後見制度等の情報提供、権利擁護に向けた相談支援体制の充実
- 地域活動支援センター事業等の充実
 - ・地域での社会参加のための地域活動支援センターや日中一時支援などの充実
- 地域生活支援拠点等の整備
 - ・居住支援機能と相談等の地域支援機能を併せもった拠点の整備
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置検討
- 普及啓発・情報提供の充実
 - ・障がいを理由として、不当な差別的取扱いがないような啓発活動の実施及び必要かつ合理的な配慮の推進
 - ・障がい者や難病患者が、障がい福祉サービスを円滑に利用できるような広報紙やホームページなどを活用した制度改正やサービスの周知

《3》 就労支援の充実

- 多様な働く場の確保
 - ・ハローワークとの連携による求人・求職情報の提供
 - ・国や道との連携による民間企業への職場体験の協力及び法定雇用率の向上への働きかけ
 - ・障がい特性に合った公共施設内での就労に向けた検討
- 障がい者の就労に向けた支援システムの構築
 - ・ジョブコーチの利用促進など、就労継続に向けた支援システムの確立
 - ・養護学校卒業者等の一般就労などに向けた関係機関（障がい者就業・生活支援センター等）との連携強化

《4》 障がい児支援の充実

- 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築
 - ・保育所等訪問支援の検討
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の設置検討
 - ・発達障がいや医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置検討

《5》 計画の推進体制

- すべての人々がお互いを尊重して支え合い、人としての尊厳をもっていきいきと暮らしていくことができる地域社会を実現するため、福祉部門と他の部門がより連携を深めながら、障がい者施策を計画的に推進します。
- 本計画の推進に当たって、障がい者団体や当事者団体、民間非営利団体(NPO)、民間企業、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等と連携を強め、大樹町自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの一層の構築に努めます。

《6》 計画の進行管理

- 本計画の進捗状況や事業内容については、年度ごとに点検・評価をPDCAサイクルの考え方に基づいて行い、事業の計画的な推進に取り組みます。
- 大樹町自立支援協議会で点検・評価を行い、各事業の着実な進行管理と障がい施策の推進に努めます。